

山梨県公報

号外第十七号

平成二十九年

三月二十九日

水曜日

目次

- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則等の一部を改正する規則……………四
- 山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………七

規則

山梨県規則第七号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表第二号を次のように改める。

二 政策企画課

リニア環境未来都市推進室

第七条第三項の表中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 子育て支援課

子どもの心のケア総合拠点整備室

第十六条第一項中「山梨県東京事務所」を「山梨県東京事務所」に、「山梨県工業技術センター」を「山梨県産業技術センター」に、「山梨県畜産酪農技術センター」を「山梨県畜産酪農技術センター」に、「山梨県酪農試験場」を「山梨県酪農試験場」に改め、同条第三項中「局」の下に「センター」を加え、「工業技術センター」を削り、「家畜保健衛生所」の下に「畜産酪農技術センター」を加え、「畜産試験場、酪農試験場」を削り、同条第十五項を第十六項とし、第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 畜産酪農技術センターに副所長を置く。

第十九条第一項中「副滞納整理部長を」の下に「産業技術センターに管理・連携推進センターのセンター長、甲府技術支援センターのセンター長及び副センター長並びに富士技術支援センターのセンター長及び副センター長を」を加え、同条第二項中「滞納整理部長」の下に「管理・連携推進センターのセンター長、甲府技術支援センターのセンター長、富士技術支援センターの副センター長、富士技術支援センターの副センター長」を加え、同条第三項中「副滞納整理部長」の下に「甲府技術支援センターの副センター長、富士技術支援センターの副センター長」を、「滞納整理部長を」の下に「甲府技術支援センターの副センター長、富士技術支援センターの副センター長」を加え、同条第三項中「副滞納整理部長」を、「滞納整理部長を」の下に「甲府技術支援センターの副センター長、富士技術支援センターの副センター長」を加え、同条第三項中「副滞納整理部長」を、「滞納整理部長を」の下に「甲府技術支援センターの副センター長、富士技術支援センターの副センター長」を加え、同条第三項中「副滞納整理部長」を、「滞納整理部長を」の下に「甲府技術支援センターの副センター長、富士技術支援センターの副センター長」を加える。

第二十条第一項中「出先機関の部及びセンター」を「出先機関の部」に改め、同条第二項中「センター」を削る。

第二十二條第一項中「山梨県工業技術センターのワインセンター、総合農業技術センター」を「総合農業技術センター」に改め、「保健所」の下に「畜産酪農技術センター」を加え、同条第二項中「ワインセンター」を削り、同条第三項中「保健所」の下に「畜産酪農技術センター」を加える。

別表第一の一の表総合政策部の部政策企画課の項中第八号を第九号とし、第七号を第

八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 東京事務所及び大阪事務所に関する事。

別表第一の一の表総合政策部の部秘書課の項第四号を削る。

別表第一の一の表県民生活部の部世界遺産富士山課の項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア推進課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第一の一の表総務部の部税務課の項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項中第十一号を第十二号とし、第十二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 社会福祉事業団体及び社会福祉施設の監査に関する事。

別表第一の一の表福祉保健部の部国保課の項第十二号中「及び後期高齢者医療審査会」を「後期高齢者医療審査会及び国民健康保険運営協議会」に改める。

別表第一の一の表森林環境部の部県有林課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 分収林事業の管理に関する事。

別表第一の一の表産業労働部の部企業立地・支援課の項第九号中「工業技術センター」を「産業技術センター」に改める。

別表第一の一の表観光部の部観光企画課の項第五号を削る。

別表第一の一の表農政部の部畜産課の項第十二号中「家畜保健衛生所」の下に「及び畜産酪農技術センター」を加える。

別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項第十三号中「畜産試験場、酪農試験場」を削る。

別表第一の二の表中

監査指導室
社会福祉事業団体及び社会福祉施設の監査に関

子どもの心	子どもの心のケアに係る総合拠点の整備
リニア環境 未来都市推 進室	一 リニア中央新幹線の駅周辺及び近郊 ること。 二 リニア中央新幹線の波及効果の拡大 ること。

すること。

を

のケア総合
拠点整備室

の整備に係る総合調整に関する
の促進に係る総合調整に関する
に改める。

に関する事。

別表第三東京事務所の項の次に次のように加える。

大阪事務所

大阪府

別表第三総合県税事務所の項中「滞納整理第四課」を「市町村相談支援課」に改める。
別表第三工業技術センターの項を次のように改める。

産業技術センター

管理・連携推進センター 総務課 企画・連携推進部 甲府技術支援センター 食品酒類・研磨宝飾技術部 電子・システム技術部 材料・燃料電池技術部 機械技術部 デザイン技術部 ワイン技術部	甲府市（ワイン 技術部にあつて は、甲州市）
富士技術支援センター 繊維技術部	富士吉田市

機械電子技術部

別表第三富士工業技術センターの項及び大阪事務所の項を削る。

別表第三西部家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

畜産酪農技術センター

総務課

中央市

別表第三畜産試験場の項及び酪農試験場の項を削る。

別表第四の三の項を次のように改める。

三 山梨県畜産酪農技術センター	長坂支所	北杜市	
-----------------	------	-----	--

別表第五東京事務所の項の次に次のように加える。

大阪事務所	<ol style="list-style-type: none"> 一 産業及び観光に関すること。 二 移住の推進に関すること。 三 県行政に関する連絡、調査その他必要な事務に関すること。 四 その他知事の特命事項に関すること。
-------	---

別表第五地域県民センターの項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 所管区域内の市町村との連絡調整に関すること。

別表第五林務環境事務所の項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げ、第四十三号の前に次の一号を加える。

四十二 分収林事業の管理に関すること。

別表第五工業技術センターの項を次のように改める。

産業技術センター	<ol style="list-style-type: none"> 一 工業の改良発達上必要な研究及び指導に関すること。 二 工業製品の調査、研究及び指導並びに見本の試作に関すること。 三 工業技術に関する情報の収集、加工及び提供
----------	---

供に関すること。

四 工業に係るデザインの調査、研究及び指導に関すること。

五 工業に係る生産合理化の研究及び指導に関すること。

六 工業製品、原材料及び副資材、機械器具、電気計測等の試験、分析、鑑定及び検定に関すること。

七 先端技術の普及その他工業技術の高度化に関すること。

八 技術者研修及び実地指導に関すること。

九 業種間の技術の交流に関すること。

十 公的な研究機関、大学等との連携の推進に関すること。

別表第五大阪事務所の項を削る。

別表第五家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

畜産酪農技術センター	<ol style="list-style-type: none"> 一 豚、鶏等及び乳牛等草食家畜に係る試験研究に関すること。 二 飼料作物等に係る試験研究に関すること。 三 豚、鶏等及び乳牛等草食家畜の改良増殖に関すること。 四 豚、鶏等及び乳牛等草食家畜に関する農業の革新に係る支援に関すること。
------------	---

別表第五畜産試験場の項及び酪農試験場の項を削る。

別表第五建設事務所の項第五号中「及び河川」を「、河川及び公園」に改め、同項第十三号中「土木部所管普通財産」を「県土整備部所管普通財産」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令

されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

工業技術センター	産業技術センター
富士工業技術センター	
観光部大阪事務所	総合政策部大阪事務所
畜産試験場	畜産酪農技術センター
酪農試験場	

(山梨県と畜場法施行細則の一部改正)

3 山梨県と畜場法施行細則(昭和二十八年山梨県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の表中「山梨県畜産試験場」を「山梨県畜産酪農技術センター」に改める。

山梨県規則第八号

山梨県事務決裁規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務決裁規則等の一部を改正する規則

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第一条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「滞納整理部長」の下に「、管理・連携推進センターのセンター長、甲府技術支援センターのセンター長、富士技術支援センターのセンター長」を加える。

第五条第二項中「中北保健所」の下に「、畜産酪農技術センター」を加える。

第十条第一項中「及び第十二項」を「、第十二項及び第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 出先次長のうち、組織規則第十九条第一項に規定する甲府技術支援センターのセンター長が不在で急施を要するときは同項に規定する甲府技術支援センターの副センター長が、同項に規定する富士技術支援センターのセンター長が不在で急施を要

するときは同項に規定する富士技術支援センターの副センター長がその事務を代決する。

別表第一の四の部分中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の規定による部分休業」を「部分休業(育児に係るものに限る。)及び介護時間」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則(平成二十九年山梨県規則第一号)の一部を次のように改正する。

山梨県事務決裁規則第五条第二項中「総務部」を削り、同条第三項及び第四項を改める改正規定中「及び課長」を「課長」に、「とする」を「とし、及び所長の専決事項となるべき事務のうち特定のものについて所長の指定する出先次長の専決事項とする」に改める。

山梨県事務決裁規則別表第一中三十一の部を三十四の部とし、十八の部から三十の部までを三部ずつ繰り下げ、十七の部を十八の部とし、同部の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第一中三十一の部を三十五の部とし、二十の部から三十の部までを四部ずつ繰り下げ、十九の部を二十二の部とし、同部の次に次のように加える。

二十三 附属機関に対する諮問及び意見聴取に関すること(行政文書の開示の決定についての審査請求に係る諮問その他の部等に共通する事務に係るものに限る。)	1 本庁に係るもの	○
	2 出先機関に係るもの	○

別表第一中十八の部を二十一の部とし、十七の部を十八の部とし、同部の次に次のように加える。

十九 処分に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定及び公表、聴聞及び弁明の機会の付与並びに行政指導指針の設定及び公表に関すること。	1 本庁に係るもの	
	2 出先機関に係るもの	
二十 処分についての審査請求に係る審査員の指名、執行停止及び裁決（却下に係るものその他軽易なものに限る。）に関すること。		○
		○

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正す

る。

第四条第一号又中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人情報保護条例施行規則（平成十七年山梨県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号イ中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第二十四条中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、同条第四号中「第二条第五項」を「第二条第七項」に改める。

第一号様式裏面中「ハ」を「ニ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十一号

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「に係る配当所得」を「の配当等に係る利子所得及び配当所得」に、「株式等の」を「一般株式等の」に、「並びに」を「、同法第三十七条の十一の規定に基づく上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに」に改める。

第三号様式中「株式等の」を「一般株式等の」に、

「上場株式等に係る配当所得

--	--	--	--

を

「上場株式等の譲渡に係る
上場株式等の配当等に

る事業所得、譲渡所得及び雑所得
に係る利子所得及び配当所得

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十二号

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県市町村振興資金条例施行規則（昭和三十八年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「百分の三十五」の下に「を、中央新幹線の建設促進のための建設事業に係る資金にあつては百分の五十」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県障害者幸住条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項口中「一般ガス事業者の事務所等」を「ガス小売事業者の事務所等」に改め、同項口(1)中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「一般ガス事業者」を「ガス小売事業者（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業を行う者を除く。）」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センターであつて、同条第二項第五号の母子保健に関する事業のうち助産を行うもの」に改め、同条第三号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

（山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の二号を加える。

十八 農業用河川工作物等応急対策事業

十九 土地改良施設耐震対策事業

(山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「地域ため池総合整備計画に基づいて中山間地域において実施する」を「知事が定める基準に該当する地区において行う」に改め、同条中第二十一号を第二十四号とし、第二十号の次に次の三号を加える。

二十一 畑地帯総合整備事業(知事が定める基準に該当する地区において行うものに限る。) 九分の四

二十二 土地改良施設耐震対策事業(知事が定める基準に該当する地区において行うものに限る。) 四十五分の十一

二十三 土地改良施設耐震対策事業(前号に掲げるものを除く。) 二十五分の八

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則

山梨県規則第十六号

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則(昭和三十九年山梨県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「30日」を「3月」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」

「山梨県知事

に、氏名を「山梨県知事 印」に改める。

(かい長)「(かい長)」

附則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中第四百二十七号の六を第四百二十七号の七とし、第四百二十七号の五を第四百二十七号の六とし、第四百二十七号の四を第四百二十七号の五とし、第四百二十七号の三を第四百二十七号の四とし、第四百二十七号の二を第四百二十七号の三とし、第四百二十七号の次に次の一号を加える。

四百二十七の二 特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

別表中第四百八十四号の十四を第四百八十四号の十八とし、同号の次に次の一号を加える。

四百八十四の十九 建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料

別表中第四百八十四号の十三を第四百八十四号の十七とし、第四百八十四号の十二を第四百八十四号の十六とし、第四百八十四号の十一の次に次の四号を加える。

四百八十四の十二 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

四百八十四の十三 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料

四百八十四の十四 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料

四百八十四の十五 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番